

◇◆◇就学援助制度◇◆◇

就学援助制度とは、児童生徒が学校で学習するために必要な費用を保護者が負担することが困難な場合、一定の条件を満たしていれば、その家庭に対して援助費が給付される制度です。

申請から認定まで

郵送（簡易書留または特定記録郵便）での申請が推奨されています。なお高槻市役所（総合センター）での窓口申請も受け付けています。（受付期間は例年5月中旬～5月下旬の10日間程度）

※単年度の認定なので申請は毎年行う必要があります。

※この期間にかかわらず、生活の状況が変わった場合は、その時点で申請できます。

援助費の内容(小学生)

○学用品費、通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費

○新入学学用品費（小学1年生 但し、入学準備金を3月に受給されている方は対象外）

○宿泊を伴う校外活動費の交通費及び見学科…一定限度額までの実費

○卒業アルバム代（小学6年生）…一定限度額までの実費

○修学旅行費の宿泊費、交通費、見学科など…実費

○医療費…援助対象となる病気は、

学校の定期健康診断等で見つかったトラホーマ及び結膜炎、白癬、疥癬及び膿か疹

（とびひ）中耳炎、慢性副鼻腔炎（蓄膿症）及びアデノイド、寄生虫病（虫卵保有を含む）、う歯（むし歯）

※治療前に学校へ「医療券」の交付を申し出て、受領してから治療に行ってください。

○日本スポーツ振興センター災害共済掛金の免除

詳しい内容は、4月上旬にお配りする高槻市教育委員会発行の「就学援助制度についてのお知らせ」をご覧ください。

